

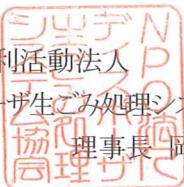
平成 30 年 4 月 13 日

関係各位

東京都下水道局ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱の改正について



特定非営利活動法人
ディスパーザ生ごみ処理システム協会
理事長 岡田 誠之



当協会活動に格別のご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当協会では、生ごみ処理システムの適正な運用と普及促進を目的に活動を行っており、その一環として、ディスパーザ生ごみ処理システムの普及促進と適切な維持管理を行う取組みを進めています。

さて、平成 30 年 4 月 1 日より東京都下水道局がディスパーザ排水処理システムに関する取扱要綱を改正し施行いたしました。同改正では、ディスパーザ部（以下ディスパーザとする）の設置及び交換は（公社）日本下水道協会の「下水道のためのディスパーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」による規格適合及び製品認証を受けたものとし、ディスパーザ交換の際は、維持管理計画等の届出を省略できるものとされました。これにより、東京都 23 区内においては、システムの適合評価を受けたメーカーの処理槽との組合せに限定されることなく交換が可能となりました。

ディスパーザ排水処理システムはすでに設置開始から 20 年が経過し約 70 万戸に設置されています。したがって、すでにリフォームなどを契機にして新しいディスパーザへの交換が始まっています。本改正によって交換可能機種のルールを明確化し、かつ届出を不要としたことは、運用効率化と排水処理性能の確保の両面から当協会として高く評価しております。

一方、交換するディスパーザの本要綱遵守は、居住者を始めマンション管理会社や施工業者等に委ねられることになるため、製品認証取得メーカーの多くが加盟している当協会として、交換可能ディスパーザの機種リストを公開し、本要綱遵守の一助としていただくことに取り組みます。

また、関係するマンション管理会社やリフォーム業者向けに本要綱改正の背景等を含め解説した『東京都下水道局ディスパーザ排水処理システム取扱要綱改正でのディスパーザ交換の解説』と一般使用者向けの『ディスパーザの交換時はこの点に注意！』とのチラシを作成し、当協会ホームページに公開して参ります。

今後とも、ディスパーザ生ごみ処理システムの適切な維持管理を行うために、当協会として精一杯取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

以上